

答 申 第 1 1 3 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会 答申

令和8年8月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

答 申

1 審査会の結論

県の機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 7 年 11 月 14 日付けで個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき行った連絡・協議記録にかかる保有個人情報開示請求（以下、「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「県の機関」という。）が令和 7 年 11 月 27 日付けで行った保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

県の機関は、不存在の理由として、当初から不存在なのか保存期間経過による廃棄なのか不明であると認めており、不存在理由が特定されておらず、理由付記が不十分であるため、違法な不開示決定である。また、県の機関は保存期間 5 年とし、「保存期間の経過により不存在」との抽象的説明では立証責任を果たしたことにはならない。

本件で開示を求めたのは、単なる「精神保健福祉法による通報文書」に限られず、警察との連絡票、照会書、回答書、協議・連絡に関する記録など複数種類の行政文書であり、すべてを一括して「精神保健福祉法による通報文書であり保存期間 5 年」と整理することは過度に形式的な扱いであり、合理性を欠く。

県の機関は、仮に保有していたとしても保存期間経過により廃棄していると説明したが、保存年限表、文書廃棄簿、廃棄決裁記録はいずれも存在しないことから、当該文書が適法に廃棄された事実を認定することはできず、本決定は事実認定を欠いた裁量権の逸脱・濫用にあたる。文書管理の不備を理由に不存在とすることは情報公開・個人情報保護制度の趣旨を没却するものであり、本決定は著しく不当である。

措置入院に係る診断書の作成経緯に重大な疑義があり、診断書の原本の有無、作成主体、作成過程、保存状況及び廃棄の有無について厳格な検証を当審査会に求める。

4 県の機関の説明要旨

県の機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

精神保健福祉法に基づく措置入院に関する公文書（以下、「措置入院関係公文書」という。）は、三重県公文書管理規程（以下、「文書規程」という。）に基づき 5 年保存とされており、開示請求が行われた時点では当該公文書は存在せず、請求時点で保存期間を経過していることから、不存在の決定を行った。

また、精神保健福祉法以外の事務において、平成 16 年頃に審査請求人に関する情報

を警察と連絡・協議したことや、行政処分を行った事実はなく、本件請求の対象公文書は「精神保健福祉法に基づく措置入院となった際の審査請求人に関する個人情報」と解するのが相当である。

なお、措置入院関係公文書を廃棄した記録についても存在していない。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び県の機関の主張を具体的に検討し、法を適正に解釈して、以下のとおり判断する。

(1) 対象公文書の保存期間について

本請求は、平成 15 年から 16 年前後、三重県保健福祉部と警察との連絡・協議記録における保有個人情報開示を求めるものであるが、県の機関は、措置入院関係公文書は、文書規程に基づき 5 年保存とされており、請求時点で保存期間を経過していることから、本件対象保有個人情報の存在を確認することができなかったとして不開示とする決定を行った。

審査会において確認したところ、現行の文書規程第 38 条第 3 項では、保存期間は保存期間表で定める旨規定されており、該当所属である健康推進課の保存期間表では、措置入院関係公文書については 5 年保存であった。

また、本請求は平成 15 年から 16 年前後の文書であることから、当時の文書規程についても確認すると、同規程第 3 条及び別表において、保存期間 5 年の公文書として「許可、認可、特許、承認、取消し等の行政行為に関する文書」等の具体的な文書のほか、「その他 5 年保存の必要があると認められる文書」が記載されている。当該規程において、措置入院関係公文書が保存期間 5 年の公文書にあたるかは明記されていないが、当時と現在で事務手続に大きな相違点がないのであれば、保存期間についても現在と同様の取扱いがされていたと推認される。

現時点で措置入院関係公文書の保存期間が 5 年と設定されており、審査請求人が開示を求める本件対象保有個人情報の作成時点から本件開示請求時点までに既に 20 年以上が経過していることを踏まえると、保存期間の満了に伴い廃棄されたと考えられるとする県の機関の説明が特段不自然、不合理であるとはいえない。

他に本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、県の機関において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

なお、審査請求人は、本決定の理由付記が不十分な旨主張するが、上記のとおり、本件対象保有個人情報の存在を確認できない以上、開示請求までの間に保存期間が満了し廃棄されたものと考えられ、本決定の理由に特段不合理な点は見受けられない。

また、審査請求人は、警察との連絡票など複数種類の行政文書すべてを一括して「精神保健福祉法による通報文書であり保存期間 5 年」と整理することは過度に形式的な扱いであり合理性を欠くと主張するが、それらの記録等を保有していたとしても全て措置入院関係公文書として保有していたものであるから一括して保存年限は 5 年であるという県の機関の説明についても、特段不自然、不合理であるとはいえない。

(2) 廃棄方法について

審査請求人は、対象公文書に関する保存年限表や廃棄記録等が存在せず実際に適法に廃棄された事実を認定することはできない旨主張するが、県の機関は、当時公文書を廃棄した記録は存在しないと主張する。

審査請求人は、保存や廃棄を裏付ける資料の確認を当審査会に求めているが、そもそも文書の管理状況の確認は当審査会の権限の範疇に含まれるものではない。

また、(1) のとおり当該文書の保存期間が5年であるならば、平成15年から16年前後の文書は平成21年から22年前後に廃棄されており、当時の文書規程からは15年以上廃棄記録を残すことを定めた規定は見受けられず、廃棄した記録は存在しないとした県の機関の主張は、特段不自然、不合理であるとはいえない。

(3) 審査請求人のその他の主張等について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会で判断するものではない。

6 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 8 . 2 . 2 7	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 8 . 4 . 1	・ 県の機関を経由して審査請求人から反論書の受理
R 8 . 4 . 8	・ 県の機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 8 . 4 . 1 5	・ 審査請求人から口頭意見陳述の申出及び意見書の受理
R 8 . 7 . 2 2	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 県の機関の補足説明 ・ 審議 (令和 8 年度第 4 回第 2 部会)
R 8 . 7 . 2 2	・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼
R 8 . 8 . 3	・ 審査請求人から意見書の受理
R 8 . 8 . 1 9	・ 審議 ・ 答申 (令和 8 年度第 5 回第 2 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第二部会部会長)	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第一部会部会長)	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
委 員	須 川 忠 輝	同志社大学政策学部准教授
委 員	田 中 亜 以	司法書士
委 員	田 中 三 貴	三重弁護士会推薦弁護士
※委 員	伊 藤 綾 香	株式会社三十三総研
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	渡 邊 功	三重弁護士会推薦弁護士

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。